

令和 7 年 9 月
富田林市まちづくり部都市計画課

第 2 期 富田林市耐震改修促進計画の計画期間の延長について

富田林市では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）」に基づく『富田林市耐震改修促進計画』を策定し、耐震改修等の促進を図っております。

本市における耐震改修促進計画を改定するに当たっては、大阪府が定める「住宅建築物耐震 10 ヶ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画）」の内容を踏まえたうえで検討する必要があるため、大阪府耐震改修促進計画が改定される令和 7 年度の翌令和 8 年度に改定し、公表する予定です。

そのため、令和 7 年度までとしている本市の計画期間を 1 年延長し、令和 8 年度までとします。

【計画期間の延長】

現 計 画 期 間：平成 29 年度 ～ 令和 7 年度

変更後計画期間：平成 29 年度 ～ 令和 8 年度

【お問合せ先】

富田林市まちづくり部都市計画課

TEL：0721-25-1000（内線：455）

FAX：0721-24-0269

E-Mail：tokei@city.tondabayashi.lg.jp